

査定業務委託依頼書

年 月 日

一般財団法人日本自動車査定協会 御中

依頼者		担当者	
同住所〒		電話	
送付先〒		FAX	

車名	初度登録年月	型式	登録(車台)番号
証明書の種類及び査定の目的	①査定証	解約・買取・売却・下取・資産評価 清算整理・その他()	相当額
	②推定価格証明書	年 月 日 現在	換金・売却 仕入・小売
	③車両状態確認証明書	不具合箇所	
	④事故減価額証明書	④-1 事故現状車 ④-2 事故復元車	修理見積書
事故・改造・欠陥箇所		前回の査定日	
		年 月 日	

査定を行う場所 (①、②いずれかを選択し○をしてください)		① 支所に車両持ち込み ② 出張査定
出張先	名称	査定希望日 月 日 時
	住所	担当者 電 話

送達方法 (証明書に個人情報が含まれる場合は普通郵便以外の送達方法でお願いします) (いずれかを選択し○をしてください)		
①普通郵便	②レターパックライト(370円) (追跡有・郵便受けにお届け)	③レターパックプラス(520円) (追跡有・対面届け受領印有)

注) 下記の項目にご同意の上、お申し込みをお願いします。

〔査定約款について〕 いずれかに○を付けてください	同意します	同意しません
---------------------------	-------	--------

査定約款は当協会のホームページ (<http://www.jaai.or.jp/>) にて確認することができます。査定のご依頼時にはご確認いただきますよう宜しくお願いいたします。

【個人情報の取扱いについて】

ご依頼いただきました査定業務に関して、自動車検査書等により個人情報を取得する場合があります。個人情報保護法の規程により取得した個人情報は査定業務以外には使用いたしません。また、依頼者以外の第三者に開示、提供することはありません。当協会の個人情報に関する基本方針は、ホームページ (<http://www.jaai.or.jp/kojinjouhou.html>) に掲載しています。

個人情報の取扱いについて同意します。

印

査定業務委託依頼書

※法人依頼の場合は(株)・(有)・(支)・(営)などを正確に記入して下さい。

年 月 日

一般財団法人日本自動車査定協会 御中

依頼者	一般財団法人 日本自動車査定協会 福岡県支所	担当者	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
同住所〒	812-0013 福岡市博多区博多駅東3-10-17	電話	(092)451-5151
送付先〒	同上	FAX	(092)473-5116

車名	初度登録年月	型式	登録(車台)番号	
証明書の種類及び査定の目的	①査定証	解約・買取・売却・下取・資産評価 清算整理・その他()	相当額	換金・売却 仕入・小売
	②推定価格証明書	年 月 日 現在		
	③車両状態確認証明書	不具合箇所		
	④事故減価額証明書	④-1 事故現状車 ④-2 事故復元車	修理見積書	円
事故・改造・欠陥箇所		前回の査定日		
		年 月 日		

査定を行う場所 (① ②いずれかに選択し○をしてください)		① 支所に車両持ち込み ② 出張査定
出張先住所	名称	担当者
査定目的のいずれかに○をお願いします。 証明書が1通必要であれば1つに○を、 別の査定目的で2通必要であれば2つに○をお願いします。 (証明書が2通必要な場合は、費用が変わります)		

送達方法 (証明書に個人情報が含まれる場合は普通郵便以外の送達方法でお願いします) (いずれかを選択し○をしてください)		
①普通郵便	②レターパックライト(370円) (追跡有・郵便受けにお届け)	③レターパックプラス(520円) (追跡有・対面届け受領印有)

注) 下記の項目にご同意の上、お申し込みをお願いします。

〔査定約款について〕 いずれかに○を付けてください	<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません
---------------------------	--------------------------------	---------------------------------

査定約款は当協会のホームページ (<http://www.jaai.or.jp/>)にて確認することができます。査定のご依頼時にはご確認いただきますよう宜しくお願いいたします。

【個人情報の取扱いについて】

ご依頼いただきました査定業務に関して、自動車検査書等により個人情報を取得する場合があります。個人情報保護法の規程により取得した個人情報は査定業務以外には使用いたしません。また、依頼者以外の第三者に開示、提供することはありません。当協会の個人情報に関する基本方針は、ホームページ (<http://www.jaai.or.jp/kojinjouhou.html>)に掲載しています。

個人情報の取扱いについて同意します。

押印又はサイン

法人依頼はご担当者様の印鑑

印

査 定 約 款

- 第 1 条 査定協会は公正な立場で、査定の依頼目的に応じて、査定時におけるその自動車の客観的な評価額を査定します。
- 第 2 条 査定は、依頼者から依頼書の提示に基づき、協会の査定士（以下「査定士」という。）が支所において行います。
- 但し、車両状態確認証明書を除き、支所以外の場所に出張して査定することもできます。
- 第 3 条 査定の基準となる査定基準価格は、中古車の通常取引価格の平均値を基礎とし、その年製に見合う適正な整備を施した状態を考慮して設定します。
- 第 4 条 協会が査定する評価額は、査定をうける自動車と査定基準価格を有する同車種、同形状、同年製の自動車を比較してどの程度相違するか検討して決定されます。
- 第 5 条 査定に際しては、部分的な分解は行わず非分解とし、その自動車の機能、外観、形状、商品価値等の全般について査定されます。もし、特別な制約、あるいは法律的な事由等により十分な点検ができない場合は、その旨を査定証の特記欄に記載します。
- 第 6 条 査定を実施する自動車が、特に良好に保全された状態にある場合、あるいは非常にわずかしか使用されていない場合には、追加価値として考慮されます。
- 第 7 条 協会が査定する評価額には、燃料、保険料(自動車損害賠償責任保険、任意保険)、税金、割賦手数料、運送費等は含まれません。但し、依頼者との特約により、自動車損害賠償責任保険を別途、加算されることがあります。
- 第 8 条 査定に際して、付属品、特別の架装等について依頼者との特約があった場合には、特約事項を織込んだ評価をすることがあります。
- 第 9 条 査定の公正を期すために、自動車検査証、定期点検整備記録簿写、最近施した修理の明細書及び自動車損害賠償責任保険証を査定士に提示するものとします。
- 第 10 条 3 ヶ月以内に査定をうけたことのある自動車を重ねて査定依頼する場合には、査定依頼者は先の査定結果を知る限り説明し、またその時の査定証を所持しているならば、これを査定士に提示することを要します。
- 第 11 条 査定依頼者は査定をうけた自動車の隠れた傷や、これまでの事故や改造箇所等について予め査定士に知らせなければなりません。
- 第 12 条 次の場合は、査定証は無効となります。
- (1) 以前に査定をうけた事実を査定士に告げなかった場合。
 - (2) 損傷、欠陥等価格に影響するような事実を査定士に知らせなかった場合。
 - (3) その他、価格に影響を及ぼすような不当な申し立てをした場合。
- なお、この場合の査定料は返戻しないものとします。
- 第 13 条 査定が終ると、協会は当該自動車に査定済証を貼付し、査定証を作成して依頼者

に交付します。

第 14 条 査定証は協会、理事長、査定長の印章を押印してあるものだけが有効です。

第 15 条 査定証及び再査定証の有効地域は発行支所管内とします。

第 16 条 査定結果に疑義を持つ査定依頼者は、査定証発行日から 7 日以内に限り、協会に再査定の請求をすることができます。

この申込みには先の査定証を添付するものとします。なお、査定後既にその自動車を譲渡してしまったときは、再査定の請求権を失ったものとします。

第 17 条 協会は、査定証の発行後に不正確な点や誤謬を見出したときは、再査定の申込みがなくても評価額をあらたに決定し、新しい査定証を発行することができます。

第 18 条 前条によって査定証が訂正された場合には、先に発行された査定証は無効となり、査定依頼者は旧査定証と引き換えに新査定証を無料でうけることができます。

第 19 条 協会が査定する評価額が、商取引に与えるいかなる結果についても、協会はその責任を負いません。

第 20 条 査定の際に生じた損害については、査定士に故意又は重大な過失がある場合を除き、協会はその責任を負いません。

第 21 条 査定に際し、査定士が適正な査定業務を妨げられたときは査定を中止します。

第 22 条 査定料その他査定に要する諸費用は、協会所定の料金表によるものとします。

第 23 条 査定料及び査定に要する諸費用は、原則、査定証の発行時までには支払うものとします。

以上